

入会規程（正会員）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本国土調査測量協会定款第6条の規定に基づき、入会について定める。

（入会資格）

第2条 当法人の入会を承認するものは、下記の条件をみたすものとする。

- 1 測量法第55条第1項の規定により測量業者としての登録をしているもの。
- 2 地籍測量の経験を3年以上有する技術者が在社し、且つ、地籍測量の受注実績（元請け）を有する法人で特に熱意を有するものであり、会員として適当と認められた者。
- 3 会員3者以上の推せんを得たもの。
但し、会員とは、入会を申込もうとするものの当該県内の会員をいい、当該県内に会員がいない場合は、当該地区内の会員をいう。

（入会手続）

第3条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書（様式1）に記入・捺印し、次の各号に定める書類を添付の上、地区事業委員長に提出するものとする。

- (1) 登記簿謄本（写）
 - (2) 測量業者登録証明書（写）
 - (3) 経営規模等総括表（様式2）
 - (4) 地籍測量実務経歴書（様式3）
 - (5) 技術者名簿（様式4）
 - (6) 財務諸表（決算直前2年分）
 - (7) 推せん書（様式5）
 - (8) 誓約書（様式6）
 - (9) 法人税の確定申告書別表一（一）と別表四の写し（税務署の受付印があるもの）
- 2 地区事業委員長は、受理した入会申込書を地区事業委員会の審議を経て、確認のうえ提出するものとする。

(推せん者)

第4条 推せん者は、入会者に対して、業務についての技術指導を行うものとする。

(再入会)

第5条 退会したものの再入会は、原則として認めないものとする。

(入会の承認)

第6条 入会の承認は、地区事業委員長から受理した入会申込書を総務委員会で審議し、理事会が議決を行い、この承認を受けた者は、入会金の納入された日をもって会員となる。

(経過措置)

第7条 改正前の各地区の運用については、なお従前の例による。

(補則)

第8条 当法人の入会に関する事項で、本規程に定めのない事項が生じた場合は、理事会で定める。

附 則

- 1 この内規は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 この改正は、平成9年3月25日から適用する。
- 3 この改正は、平成11年4月1日から適用する。
- 4 この改正は、平成15年10月2日から適用する。
- 5 この改正は、平成16年6月17日から適用する。
- 6 この規程は、平成25年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、平成25年12月5日から適用する。